

戸籍謄抄本・住民票等交付請求書【郵便用】

あて先 川根本町長

令和 年 月 日

① 必要な本籍 (住民票の場合は住所)	静岡県榛原郡		
② 筆頭者 (住民票の場合は世帯主)	(戸籍のはじめに書かれている人) ※筆頭者の方が亡くなられても筆頭者名は変わりません		
③ 対象者 (必要な人の氏名)	(フリガナ) 明・大・昭・平・令 年 月 日生		
④ 必要なもの	謄本 (全部・全員)	抄本 (一部・個人)	2週間以内に戸籍の届出を された方は記入してください。 いつ： 年 月 日 どこへ： へ なにを： 届 を提出
戸籍	通 (1通 450円)	通 (1通 450円)	
除籍・改製原戸籍	通 (1通 750円)	通 (1通 750円)	
附票	通 (1通 300円)	通 (1通 300円)	
身分証明	通 (1通 300円)		
相続など連続 する戸籍を請 求する場合 ※1	氏名： (旧姓：) の (出生 婚姻 転籍) から (現在 婚姻 転籍 死亡) までの戸籍が セット必要		
備考	(例) △△と〇〇が親子(兄弟)であることがわかるもの、△△の死亡が記載されて いるもの など必要な証明事項があれば詳しく記載してください。		
その他証明	【 】証明 通		
住民票	通 (1通 300円)	通 (1通 300円)	
除票	通 (1通 300円)	通 (1通 300円)	
住民票・除票の申請にあたり、表示が必要な時は☑をつけてください。 □世帯主・続柄 □住民票コード (□国籍・地域 □在留資格・期間等 □在留カード番号) □本籍・筆頭者 □個人番号 (□中長期在留者、特別永住者等の区分 □通称履歴) ※住民票コード・個人番号入り住民票は、本人及び同一世帯員以外の方に交付することができません。 ※☑がないものについては省略となります。(カッコ内は外国籍の方のみの項目)			
⑤ 申請者 ※2	住所		
	氏名	③との関係	
	昼間連絡のとれる電話番号：(自宅・携帯・職場)		
⑥ 請求理由	(何のために、どこへ提出するか、など詳しく記載してください)		

※1 連続する戸籍(出生から死亡など)を請求する場合は、対象者により手数料が異なります。

※2 申請者の本籍が川根本町になかった場合、申請者と対象者の関係がわかる書類(戸籍証明のコピーなど)を添付してください。

(注意) ○手数料は市区町村によって異なりますのでご確認ください。

○偽りその他不正な手段によって交付を受けたときは、罰金に処されます。

○プライバシーの侵害及び差別的な事柄につながるような不当な請求には応じられません。

郵便での戸籍謄抄本等の請求に必要なもの

○ **申請書** ①～⑥まで記入してください。(昼間の連絡先の電話番号は必ず記入してください)

○ **手数料** 郵便局で販売している定額小為替にてお願いします。
※切手はご遠慮ください。
※手数料の金額は市区町村によって異なりますのでお確かめください。

○ **返信用封筒(切手貼付)**
返送先の住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。請求部数が多い場合は大きめの封筒をご用意ください。返送先の住所は、確認のとれる住所地以外への送付はできません。

○ **本人確認・住所確認書類**
本人及び返送先住所の確認のため、運転免許証・写真付き住民基本台帳カード・個人番号カードなど官公庁の発行した顔写真付きの書類1点以上のコピーが必要です(パスポートは住所確認ができないため、郵便請求では使用できません)。なお、住民票上の住所が確認書類と違う場合は住民票コピーを添付してください。

顔写真付きの書類がない場合は、健康保険証・介護保険者証など官公庁の発行したもの2点以上のコピーが必要です。

○ **その他(疎明資料など)**
相続などの場合、相続人であることの資料(対象者と申請者の関係がわかるもの)が必要です。また、請求内容によっては添付資料が必要になる場合があります。

上記のものを同封し、本籍地の市区役所・町村役場の戸籍係にご請求ください。

★当町において戸籍証明書等を無料で証明することができる法令一覧表(川根本町手数料徴収条例第7条)

法律の名称(無料扱いを条例に定めるところとする特別法)			
(1)	労働者災害補償保険法	(16)	公害健康被害の補償等に関する法律
(2)	国家公務員災害補償法	(17)	雇用保険法
(3)	私立学校教職員共済法	(18)	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
(4)	厚生年金保険法	(19)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
(5)	国家公務員共済組合法	(20)	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律
(6)	国民健康保険法	(21)	石綿による健康被害の救済に関する法律
(7)	国民年金法	(22)	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律
(8)	中小企業退職金共済法	(23)	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律
(9)	社会福祉施設職員等退職手当共済法	(24)	高齢者の医療の確保に関する法律
(10)	児童扶養手当法	(25)	健康保険法
(11)	地方公務員等共済組合法	(26)	船員保険法
(12)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	(27)	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律
(13)	小規模企業共済法	(28)	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法
(14)	地方公務員災害補償法	(29)	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律
(15)	独立行政法人農業者年金基金法		

法律の名称(無料扱いを直接に規定する特別法)			
(1)	労働基準法	(4)	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
(2)	船員法	(5)	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
(3)	旧法による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法	(6)	海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律

- 上記の法律に基づく手続きに関しては、請求者の申出により手数料が無料となる証明書類がありますので事前に下記請求先へ問い合わせください。該当する場合は、請求理由の欄に無料で請求する旨ご記入ください。
- 無料で交付する「戸籍証明書等」には、その旨の表示をしますので、請求理由以外には使用できません。
- 無料の扱いは、市区町村によって異なりますので、本籍地の役所へご確認ください。

【お願い】

郵送の場合は、配達の日数と役場の処理日数が必要です。日数に余裕をもって申請してください。その他不明な点は請求先の市区町村にお問い合わせください。

申請書類に不備があると、返送させていただくこともあります。ご了承ください。

～請求先～ ○川根本町役場 〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627
○川根本町役場総合支所 〒428-0411 静岡県榛原郡川根本町千頭 1183-1